

令和7年度「さが子育てエール便」ギフト商品提案募集要領

佐賀県は、赤ちゃんが生まれた全ての世帯に、佐賀の子育てのしやすさや充実した子育て支援施策を知ってもらい、佐賀での子育て満足度の向上につなげることを目的に、「子育てし大県“さが”」の情報冊子や親子の愛着形成に欠かせない体感型情報発信ツールである佐賀らしいギフト商品を詰め込んだ令和7年度「さが子育てエール便」事業を実施します。

事業の実施にあたり、令和7年度「佐賀らしいギフト商品」（ギフト①「触」のギフト、ギフト②「食」のギフト、ギフト③「遊」のギフト）の提案を募り、優れた提案を決定するための選定会を実施することとし、本要領により選定会の参加者を募集します。

1 募集内容

- (1) 募集事項 令和7年度「さが子育てエール便」ギフト商品
(ギフト①「触」のギフト、ギフト②「食」のギフト、ギフト③「遊」のギフト)
- (2) 業務内容 ギフト①「触」のギフトは、別紙1 条件書のとおり
ギフト②「食」のギフトは、別紙2 条件書のとおり
ギフト③「遊」のギフトは、別紙3 条件書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額 1ギフト商品（外装・納品場所への配送料を含む）あたり
金1,500円（消費税及び地方消費税を含まない）以下であること
※ギフト①～③のうち、特定のギフトのみの提案でも、複数のギフトを選んでの提案でも構わない。提案に関する留意事項として、15その他(2)も参照すること。

2 応募資格

令和7年度「さが子育てエール便」ギフト商品（ギフト①「触」のギフト、ギフト②「食」のギフト、ギフト③「遊」のギフト）の提案は、単独事業者により行うものとし、選定会に参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく入札参加資格を有する者であること。
- (2) 納品したギフト商品に不備があった場合に、迅速に交換対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 募集方法

県ホームページに選定会を実施する旨の案内を掲載する。

4 選定会の実施方法

(1) 令和7年度「さが子育てエール便」ギフト商品（ギフト①「触」のギフト、ギフト②「食」のギフト、ギフト③「遊」のギフト）提案書等の資料により、書面審査を行う。

(2) 選定委員は、別表Ⅰの「評価基準」に従い各提案の審査を行う。選定会において、各選定委員の得点を合計し、合計点の高いものを優秀提案とする。

(3) 提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(4) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。優秀提案の合計点が、評点総計の6割に満たない場合は、再度公募を行うこととする。

(5) 審査結果はすべての提案者に通知し、県のホームページで契約の相手方、評価項目等を公開する。

5 実施スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 県ホームページでの公募開始 | 令和7年3月12日（水曜日） |
| (2) 質問の受付期限 | 令和7年3月21日（金曜日）正午 |
| (3) 選定会参加届出書提出期限 | 令和7年3月28日（金曜日）正午 |
| (4) 提案書等提出期限 | 令和7年4月14日（月曜日）正午 |
| (5) 選定会（書面） | 令和7年4月15日（火曜日） |
| (6) ギフト商品の決定 | ～令和7年4月18日（金曜日）（予定） |

6 質問の受付

当該提案募集の仕様等に関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ次により提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年3月21日(金曜日)正午
- (2) 提出場所 佐賀県こども未来課 子育てし大県推進担当
- (3) 提出書類 質問書(様式1)
- (4) 提出方法 電子メール、ファックス、郵送、持参(期限内必着)
※電子メール及びファックスでの提出は、送信後に着信確認の電話をすること
- (5) 回答 原則、選定会参加者全員に質問と回答内容を共有する。ただし、質問内容が提案予定の企画に密接に関係するものは、共有しない場合もある。

7 選定会参加者に求められる義務

選定会に参加を希望する者は、選定会参加届出書(様式2)と営業(団体)概要書(様式3)を、16に定める担当課に持参又は郵送すること。

- (1) 提出期限 令和7年3月28日(金曜日)正午
- (2) 提出場所 佐賀県こども未来課 子育てし大県推進担当
- (3) 提出書類 選定会参加届出書(様式2)、営業(団体)概要書(様式3)、
- (4) 提出方法 持参又は郵送(期限内必着)
注) 郵送、宅配の場合は配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- (5) その他
 - ・提出した資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
 - なお、提出された資料については、当該事業に関する目的以外には使用しない。
 - ・選定会参加届出書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、「辞退届」(様式4)を提出すること。

【物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入札参加資格を得るための申請方法】

2(1)の資格のない者で、選定会への参加を希望するものは、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入のうえ、下記へ提出すること。

- ① 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当
電話 0952-25-7194 E-mail:soumujimu@pref.saga.lg.jp
- ② 申請書様式の入手先
上記①の部局又は佐賀県のホームページ
(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00326503/index.html>) から入手すること。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和7年4月14日(月曜日)正午

(2) 提出場所 佐賀県こども未来課 子育てし大県推進担当

(3) 提出を求める書類

ア 令和7年度「さが子育てエール便」ギフト商品(ギフト①「触」のギフト、ギフト②「食」のギフト、ギフト③「遊」のギフト)提案書 各7部(様式5)

イ 見積書 各7部(様式任意、原本1部、コピー6部)

※見積書に記載する金額は、1ギフト商品あたりの単価(消費税及び地方消費税額を含まない額)とし、積算内訳を明記すること。

ウ ギフトのサンプル(類似品可) 各1個(サンプルは返却しない)

エ カatalogや仕様等(任意)

※ア～エは、提案するギフトごとに提出すること。

(4) 提出方法

持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、上記の締切時刻までに必着のこと。

(5) その他

(3)に記載する提出書類は、いずれも選定会参加を希望するギフト商品の様式のための提出で構わない。

9 選定会(書面審査)

日程 令和7年4月15日(火曜日)

10 優れた提案の決定

選定会において、合計点の高いものを優秀提案として決定する。

11 契約に関する事項

(1) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(2) 物品売買契約候補者

選定会において優秀な提案を行った者を、本物品売買契約候補者とする。

ただし、次のいずれかの事由により契約が締結できない場合には、次順位者を契約候補者とする。

ア 契約候補者の参加資格確認申請書等が無効となったとき

イ その他やむを得ない事由により契約候補者との契約締結が不可能となったとき

(3) 契約額

契約額は、見積もった単価(消費税及び地方消費税を含まない額)とし、代金の支払いは、納品が完了した数量に契約単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額とする。

このため、見積書に記載する額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税を含まない額）とすること。

12 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が行った場合
- (2) 選定会手続について不正行為を行なった場合
- (3) 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (4) 代理人でその資格のない場合
- (5) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (6) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

13 選定会手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件選定会手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- (1) 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき

14 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

15 その他

- (1) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (2) 1事業者がギフト商品ごとに提案できる数は1提案のみとする。
ギフト商品①、②、③それぞれに提案を行うことは差し支えない。
- (3) 提案書の提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (4) 選定会に係る経費はすべて参加事業者の負担とする。
提出された書類等は返却しない。
- (5) 企画に際しては、採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (6) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）に基づき、適切に管理すること。
- (7) 企画提案用に佐賀県から提供されたデータ等は、佐賀県の許可なく当該作業以外の目的で

使用してはならない。

(8) 当該選定会への参加資格確認申請書を提出した後に辞退する場合は、速やかに16の問い合わせ先まで連絡するとともに、辞退届(様式4)を提出すること。

(9) 本業務は、令和7年度当初予算の事前準備であり、令和7年度当初予算が成立しない場合は契約を実施しないことがある。また、契約締結日は令和7年4月以降となる。

16 書類等提出先及び問い合わせ先

佐賀県男女参画・こども局 こども未来課 子育てし大県推進担当
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1-59(佐賀県庁旧館3階)
電話:0952-25-7381 FAX:0952-25-7339
メール:kodomomirai@pref.saga.lg.jp